

令和5年2月27日
子ども・若者部子ども家庭課

児童手当及び児童扶養手当の支給決定の誤りに係る 影響調査の結果及び今後の対応について

1 主旨

令和5年2月10日の本委員会において報告した児童手当及び児童扶養手当の支給決定の誤りについて、その他手当等に関する影響調査の結果及び今後の対応について報告する。

2 2月10日 本委員会の報告概要

税制改正により、令和2年分以降の雑所得について「業務に係るもの」を区分して計算することになり、令和3年度住民税に関して、SKY2税システム（以下、「SKY2」という。）の改修とともに、保健福祉総合情報システム（以下、「保福システム」という。）へ連携する所得額の改修が行われた。その過程のプログラムの誤りにより、雑所得において計算上の損失が生じた場合に、本来の所得額より過少の所得額で判定所得額が算定されることとなり、結果、過払い金が生じることとなった。他の影響等の詳細についてはDX推進担当課で調査中であり、追って報告することとした。

3 影響調査の結果

SKY2から保福システムへ連携した誤ったデータを用いて支給額を算定している事業は以下のとおりであり、既に判明している受給者の給付額の過誤支給（児童手当8名、児童扶養手当1名）以外の影響はないことを確認した。

① システム上で支給判定を行っている事業

ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成、心身障害者福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、重度心身障害者手当、保育料に対する補助金、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当（育成）、児童育成手当（障害）、特別児童扶養手当

② 保福システムのオンライン画面を参照して支給判定を行っている事業

緊急保育、一時保育、産後ケア事業、高齢者住宅改修費助成

4 原因

(1) 連携データ作成プログラムの誤り

税法上、雑所得については、他の所得との損益通算は行わないこととされているが、SKY2の保福システム向けデータ作成プログラム部分で、雑所得にマイナスが生じた場合0円として扱うべきところ、誤って総所得と損益通算される状態となっていたため、SKY2と保福システムの総所得額にずれが生じた。

(2) システム改修についての仕様漏れ、情報共有不足及び検証漏れ

税制改正があった際に、保福システムで管理している各事業の制度改正が合わせて行われる場合には、D X推進担当課と業務所管課双方で改修内容及びテスト検証の必要性について協議し、システム事業者に改修依頼するなどの対応を行っている。

しかしながらD X推進担当課から業務所管課への税制改正に関する情報共有が不足し、またシステム事業者への改修指示が漏れていた。このことから、業務所管課においてもテスト検証の対象範囲から漏れてしまった。

5 再発防止等

(1) システム改修

算定誤りの原因となった、S K Y 2 から保福システムにデータを連携する機能の改修を年度内に行う。S K Y 2 から税情報をそのまま連携することで今後は同様の誤りが生じないようにする。

(2) D X推進担当課と業務所管課の情報共有

税制改正の際に、課税課、D X推進担当課(S K Y 2 担当及び保福システム担当)、業務所管課、システム事業者において税制改正の内容や各事業への影響、システム改修の必要性などを速やかにD X推進担当課から協議することを定例化し、その内容を記録して共有する。

(3) テスト検証の体制強化

上記(1)のシステム改修により、税連携の方法を変えることに加え、D X推進担当課から標準仕様の変更を周知する際に、合わせて税制改正及びシステム改修内容を文書にて共有するとともに、必要なテスト検証を促し、報告を求める。また、予定している検証内容と検証結果を記録して共有し、事後に改修経過を確認できるようにする。

6 システム改修までの対応

システム改修が完了するまでの間は、上記3①②の事業に係る今後の新規申請者については、雑所得の内容を確認の上、手計算により総所得額を算出し、確認することで正確な支給を行う。

7 今後のスケジュール (予定)

令和5年2月下旬～	過誤支給対象者あて返還依頼、通知送付
令和5年3月	システム改修